

★よくある質問

No	カテゴリー	Q	A
1	運用	電子契約を利用するにあたりに必要な手続きはありますか。	電子契約利用承諾書を提出していただきます。内容は送付先メールアドレスの登録となります。 Web、電子ファイル、紙で提出可能です。様式ファイルおよびWebサイトは町のホームページに掲載。
2	運用	電子契約が適用されないものはありますか。	P D F に付与されるタイムスタンプ有効期限が10年となっています。 そのため、10年以上の契約及び自動更新の契約はシステム対応していないので従来どおりの契約方法になります。
3	運用	契約書は町側で作成したものでしょうか？事業者で作成した契約書は使えないでしょうか。	基本的に、町で作成した契約書を用います。 事業者側で作成したものについては、各部署の契約担当と調整し、PDFデータであれば可能です。
4	運用	事業者側から契約に付随する書類を提出してもらうことは可能ですか。	可能です。クラウドサインでは契約締結時、複数PDFアップロードすることが可能ですが、 当面の間は契約書のみでの運用とします。
5	運用	変更契約があった場合はどうするのか	当初が電子契約で行われてるものについては電子契約で行います。
6	運用	電子契約を利用するにあたりに必要な手続きはありますか	電子契約利用承諾書を提出していただきます。内容は送付先メールアドレスの登録となります。 Web、電子ファイル、紙で提出可能です。様式ファイルおよびWebサイトは町のホームページに記載します。
7	運用	各主管課契約の場合も電子契約サービスは利用できますか。	利用可能です。各主管課にご依頼ください。
8	運用	電子契約をするには社内規程等の調整が必要となるため、調整ができるまで現行の紙での継続で良いのでしょうか。	紙（書面）による契約をやめるということではありませんので、紙（書面）を選択された場合につきまして、紙（書面）による契約をおこないます。
9	運用	保証書の提出が別途必要な案件についてどうなりますか。	落札者決定後、契約書（案）のデータ等をメールで送付します。その後、保証書等の必要な書類をご提出をお願いします。ご提出の確認ができましたら、電子契約書の取り交わしとなります。
10	運用	契約書案の記載内容に万が一、誤りを見つけた場合、メール、あるいは電話のどちらでお知らせしたほうがよいのでしょうか。	電話又はメールでお知らせください。締結完了前の場合は、取消しを行い改めて締結処理を行います。
11	運用	今後は必ず電子契約で契約を締結しなければいけないのか？	事業者様が電子契約を利用した契約締結に同意されない場合は、従来どおり紙の契約書で契約させていただくこととなりますが、時間や経費の節減にもつながりますので、電子契約の利用をご検討いただきますようお願いいたします。
12	システム関係	電子契約するにあたり、電子署名（ICカード）等は必要でしょうか。	不要です。メールを受信できるインターネット環境があれば可能です。 契約書はPDFファイルの機能をしようするため、「Adobe Acrobat Reader」が必要となります。
13	システム関係	電子契約するにあたり、費用が発生しますか。	事業者側での利用料などの契約締結に係る費用負担はありません。
14	システム関係	クラウドサイン上に保管される契約書に、保管期限はありますか。	保管期限はありません。
15	システム関係	ファイル形式の決まりはありますか。	現時点で対応しているのはPDF形式のみです。
16	システム関係	送信済み（契約締結済み）の書類に誤り等あった場合はどうするのでしょうか。	一度送信した書類には改ざん不能な電子署名が施されます。 そのため、一度合意締結した契約を訂正等することは、一切できません。 訂正したい場合は、過去の契約を無効にするなどの文言を追記の上、訂正した内容の契約もしくは覚書を再度クラウドサインにて締結していただく必要があります。
17	システム関係	システム上で、契約事務上の委任行為（代表取締役→営業担当者）みたいなことは、必要となりますか？	システム的には必要ありません。事業者様での内規で運用下さい。
18	システム関係	電子契約を締結するに当たり、クラウドサインのアカウント登録が必要ですか。	クラウドサインのアカウント登録をしていなくても契約締結が可能です。 アカウント登録をすると、合意締結証明書の発行等を御自身で行うことができます
19	システム関係	クラウドサインのアカウントがない場合、電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいですか。	契約締結完了時に、電子署名が施された契約書のPDFファイルが添付されたメールが送付されますので、そのPDFファイルを保存してください。
20	システム関係	電子契約締結済みの契約書の電子署名の確認方法を教えてください。	Adobe Readerで契約書PDFファイルを開き、「電子署名パネル」からタイムスタンプを確認することができます。 詳しい操作方法是クラウドサインのHPを御参照いただくか、ヘルプデスクへお問い合わせください。

★よくある質問

No	カテゴリー	Q	A
21	システム関係	「合意締結証明書」とは何ですか。	合意締結証明書とは、契約当事者双方が契約書に同意した日時等を証する書類で、契約名、契約書類のファイル名、書類ID、契約締結時の承認者及び承認日時等が記載されています。 合意締結証明書は、電子契約締結後、クラウドサインを運営する弁護士ドットコム株式会社名義で発行されます。なお、発行にはクラウドサインのアカウントが必要ですが、契約締結後に発注課から提供できますので、アカウントがなくても支障ありません。契約書と合意締結証明書はセットで保管してください。
22	システム関係	（クラウドサインのアカウントがある場合）合意締結証明書の発行方法を教えてください。	クラウドサインのアカウントがある場合は御自身で発行することができます。 クラウドサインにログイン後、「締結済み」から対象書類をクリックし、「書類概要画面」を表示します。画面中央右の「ダウンロード」をクリックし、「合意締結証明書」を選択することでダウンロードできます。操作方法について詳しくはクラウドサインのHPを御参照いただくか、ヘルプデスクにお問い合わせください。
23	システム関係	契約書を紙で印刷した場合、契約書が契約締結済みであることを確認する方法はありますか。	合意締結証明書に、その契約固有の書類IDが記載されています。 契約書にも同じ書類IDが表示されていることから、合意締結証明書と契約書の書類IDを組み合わせることにより電子契約締結済みであることを確認できます。
24	システム関係	Adobe Acrobat Reader以外のPDFリーダーでも電子署名は確認できるか？	Adobe Acrobat Reader以外では確認できません。
25	法関連	電子契約の際には収入印紙が不要になるのはなぜですか。	印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には、印紙税は発生しません。（印紙税法2条）
26	電子契約利用承諾書	電子契約利用承諾書は案件ごとに提出する必要があるのでしょうか。	必要ありません。一度提出いただければ継続的に利用します。また、途中での紙（書面）への変更も可能です。その場合は別途連絡下さい。
27	電子契約利用承諾書	電子契約利用承諾書はどのように提供され、どのように提出するのでしょうか。	【提供方法】町ホームページから様式のダウンロード、また、Webからの入力フォームを用意します。 【提出方法】Webからの入力フォーム、様式への記入の場合は、メールにて送付してください。
28	電子契約利用承諾書	電子契約利用承諾書の内容の変更は可能ですか。	可能です。Webもしくは指定様式にて提出ください。
29	電子契約利用承諾書	契約締結承認者と契約締結担当者とは	電子契約書には、メール受信者の電子署名が記録されます。電子署名は押印と同様の位置付けですので、承認者には事業者様内の押印承認権限を有する方のメールアドレスをご登録することをお願いします。 メールアドレスが2つ（契約締結承認者と契約締結担当者）指定された場合は、メールが最初に担当者、次に承認者に届くことになります。それぞれが確認・承認することになります。 事業者様の社内規定や組織によって異なります。（事例ですと、事務局の担当者と責任者というパターンが多いです。町の場合ですと担当者と課長です。）
30	電子契約利用承諾書	電子契約利用承諾書にメールアドレスを2箇所（担当者と承認者）記載する欄がありますが、同一のメールアドレスを記載してよろしいでしょうか。	問題ありません。その場合は、[担当者＝承認者]という形で、同一の方が処理されるものとして扱わせていただきます。
31	電子契約利用承諾書	担当部署が2つに分かれています、担当者2名設定できますか？	運用上、権限者と担当者の合計2名までの登録としています。